

令和7年度 障害支援区分認定調査員研修 習熟度確認テスト

市町名 (事業所名)	氏 名	区 分 (いずれかに○)	得 点
		新任 現任	／55 点

(配点：全て各1点)

【障害保健福祉施策の歴史】

問1 以下の文章を読み、かっこ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。
(配点：各1点)

平成 15 年に支援費制度が施行され、従来の行政がサービス内容を決定し、事業者を特定する（ ）から、障害者の（ ）し、（ ）により事業者と対等な立場でサービスを利用できるようになった。

しかしながら（ ）ごとにサービス体系が異なり、（ ）は対象外であった。支給決定プロセスが不透明で、サービス利用に当たっての全国共通の判断基準が規定されておらず、地域差が発生した。

平成 18 年に施行された障害者自立支援法では、障害間や地域間の格差をなくすため、障害者施策の主体者を（ ）に一元化し、客観的な尺度として（ ）を導入、支給決定プロセスの透明化を図った。

平成 23 年 7 月の障害者基本法の改正を踏まえ、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行された。目的規定の改正、基本理念の創設に加え、「障害者の範囲」を定め、これまで障害福祉サービスの支援対象外となる場合があった「（ ）」が対象に加えられた。また、「（ ）」が創設された。

(選択肢群)

ア. 措置制度
エ. 利用履歴を参照
キ. 障害種別
コ. 市町村
ス. 難病患者等

イ. 指定制度
オ. 契約
ク. 障害程度区分
サ. 障害支援区分
セ. 精神障害者

ウ. 利用意向を尊重
カ. ボランティア
ケ. 都道府県
シ. 認定カード

【障害者支援区分とは】

問2 障害者総合支援法成立の経緯について、以下の文章を読み、カッコ内に当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。(配点：各1点)

平成18年4月に施行した障害者自立支援法では障害者の()を総合的に表す「()」が設けられた。しかし施行後の状況は、特に知的障害者や精神障害者について、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、その特性を反映できていないのではないか、等の課題が指摘されていた。

そのため、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、名称を「()」に改め、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる()」を総合的に示すもの」と定義した。

(選択肢群)

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ア. 障害の種類 | イ. 心身の状態 | ウ. 客観的な障害の程度 |
| エ. 標準的な支援の度合 | オ. 障害程度区分 | カ. 障害支援区分 |

【障害支援区分の審査判定基準（一次判定）】

問3 障害支援区分において活用する「新たな判定式」について、以下の文章を読み、カッコ内に当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。(配点：各1点)

平成21年度～23年度の認定データ(約14,000件)から、申請者(調査対象者)と同じ()にある障害者の()を抽出し、その抽出データのうち、最も()区分を障害支援区分の一次判定結果とするものである。

(選択肢群)

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| ア. 障害程度 | イ. 状態像 | ウ. 二次判定結果 | エ. 障害程度区分 |
| オ. 程度の重い | カ. 確率の高い | | |

【障害支援区分の審査判定プロセス】

問4 以下の文章を読み、カッコ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。
(配点：各1点)

審査支援区分の審査判定は、ソフトウェアを活用した一次判定と市町村審査会で行われる二次判定を経て行われる。

一次判定は、「()」及び「()」の一部項目を用いて行われる。

二次判定は一次判定の結果を原案として、「()」及び「医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）」の内容を総合的に勘案して行われる。

(選択肢群)

ア. 認定調査項目

ウ. 医師意見書

オ. 申請者のサービスの利用意向

イ. 概況調査票

エ. サービスの利用状況票

カ. 特記事項

【判定基準の見直し】

問5 「できたりできなかったりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」の評価判断基準について、以下の文章のカッコ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。(配点：各1点)

障害程度区分

「できたりできなかったりする場合」は「()」に基づき判断



障害支援区分

「できたりできなかったりする場合」は「()」に基づき判断

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「()」では「できない場合」を含めて判断する。

(選択肢群)

ア. より頻回な状況

ウ. できる状況

オ. 慣れていない状況や初めての場所

キ. 入院・入所時

イ. 調査時の再現状況

エ. できない状況

カ. 実家での状況

【認定調査の基本原則】

問6 以下の文章を読み、かっこ内にもっともあてはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。
(配点：各1点)

障害支援区分に係る認定調査については、()が行う障害支援区分認定調査員研修を
()者が実施する。

認定調査の結果が障害支援区分の最も基本的な資料であることから、認定調査は()の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がある。さらに、認定調査員は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、必要に応じて、()に調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する必要がある。

認定調査員は、過去にその職にあった者も含め、認定調査に関連して知り得た個人の秘密に関して()があり、これに違反した場合は、公務員に課せられる罰則が適用されることになる。

認定調査員は、調査対象者を訪問する際には、()を携行し、訪問時に提示する。また、調査項目の「3-1 視力」を確認するための()を持参する。

- | | | |
|---------------|---------------|------------|
| ア. 市町村 | イ. 都道府県 | ウ. 修了した |
| エ. 受講する資格を有する | オ. 全国一律 | カ. 市町村独自の |
| キ. 特記事項 | ク. 医師意見書 | ケ. 隠匿義務 |
| コ. 守秘義務 | サ. 身分を証する物 | シ. 介護給付申請書 |
| ス. 視力確認表 | セ. サービスの利用状況票 | |

【認定調査時の留意事項】

問7 以下の文章を読み、正しいと思うものには○を、間違っていると思うものには×をつけ、間違っていると思うものについてはその部分に下線を引きなさい。(配点：各1点)

	1. 声の聞こえやすさなどに配慮して、調査場所を工夫するとともに丁寧な言葉遣いや、聞き取りやすいように明瞭な発音に心がけ、調査員が浸透していると判断する場合は専門用語や略語を使用する。
	2. 調査対象者がリラックスして回答できるよう時間短縮を心がけ、優しく問いかけるなど、相手に緊張感を与えないよう留意する。
	3. 調査項目の順番にこだわらず、調査対象者が答えやすい質問の導入や方法を工夫するとともに適切な回答を行えるように、調査項目の内容をわかりやすく説明するなど、質問の仕方を工夫する。
	4. 面接方法を工夫するなどしても、認定調査に応じない場合は、市町村の担当者に相談をする。調査対象者が正当な理由なしに、認定調査に応じない場合は、「申請時期の繰り下げ」となることがある。

	5. 危険がないと考えられれば、調査対象者本人に実際に行為を行ってもらおう等、認定調査員が調査時に確認を行う。対象者のそばに位置し、安全に実施してもらえよう配慮する。危険が伴うと考えられる場合は、支援者とともに十分に安全を配慮して行ってもらおう。実際に行為を行ってもらえなかった場合については、聞き取りのみで総合的に判断し、選択する。
	6. 調査対象者や支援者に、認定調査の結果で不明な点や選択に迷う点があれば再度確認する。それにより、調査内容の信頼性を確保するとともに、意思疎通がうまくいかなかったための誤りを修正することができる。

【認定調査項目の判定基準（1 群項目）】

問8 以下に挙げる各ケースにおいて、もっとも当てはまると思われる選択肢の番号を記入しなさい。
（配点：各1点）

（選択肢群）	
1. 支援が不要	2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要	4. 全面的な支援が必要

	（1－5 立ち上がり）
	（ア）視覚障害があるため、立ち上がりの際に人や障害物にぶつからないよう、周囲の安全の配慮や声かけ等の支援が必要。
	（1－6 両足での立位保持）
	（イ）左足が欠損しており、床に足をつくことができない。ただし、右足のみで10秒以上立位を保持することができる。
	（1－8 歩行）
	（ウ）屋内・屋外を問わず自力で歩行をするが、非常に速度が遅いため、かなり時間がかかる。

【認定調査項目の判定基準（2群項目）】

問9 以下に挙げる各ケースにおいて、もっとも当てはまると思われる選択肢の番号を記入しなさい。
（配点：各1点）

（選択肢群）	
1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要	

	（2-1 食事）
	（ア）自身でスプーンを使って食事をするが、食事を開始する前に、食べ物を一口大に切り分ける等の支援が行われている。
	（2-3 入浴）
	（イ）医療上の必要により入浴を禁止されており、入浴を行っていない。
	（2-13 掃除）
	（ウ）自身で掃除を行っているが、行為が不十分なため、支援者が申請者が行った箇所を含めて全面的にやりなおしている。

【認定調査項目の判定基準（3群項目）】

問10 以下に挙げる各ケースにおいて、もっとも当てはまると思われる選択肢の番号を記入しなさい。
（配点：各1点）

（ア）（3-1 視力）

新聞や雑誌を読むことができ、日常生活に支障がない程度の視力を有しているが、持病により視野の一部が欠けて見えている。

（選択肢群）	
1. 日常生活に支障がない	2. 約1m離れた視力確認表の図が見える
3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える	4. ほとんど見えていない
5. 全く見えない	6. 見えているのか判断不能

（イ）（3-2 聴力）

補聴器を常用しており、日常生活に支障は見られないが補聴器を使用しない場合はほとんど聞こえていない。

（選択肢群）	
1. 日常生活に支障がない	2. 普通の声がやっと聞き取れる
3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる	4. ほとんど聞こえない
5. 全く聞こえない	6. 聞こえているのか判断不能

(ウ) (3-3 コミュニケーション)

本人独特の仕草でコミュニケーションをしているため、施設の一部の職員と母親としかコミュニケーションできない。

(選択肢群)

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 日常生活に支障がない | 2. 特定の者であればコミュニケーションできる |
| 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる | 4. 独自の方法でコミュニケーションできる |
| 5. コミュニケーションできない | |

【特記事項記載時の留意点／ポイント】

問11 以下の文章を読み、かっこ内にもっともあてはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。
(配点：各1点)

障害程度区分から障害支援区分への移行時に、認定調査項目に限らず、『認定調査の際に「調査対象者に必要とされる()」に関することで確認できた事項』も認定調査員が記載できるよう、認定調査票の見直しを実施した。

認定調査員は「特記事項」を記入するときは、認定調査項目と特記事項の記載内容に()がないか確認し、審査判定に必要な情報を簡潔明瞭に記載するよう留意する。

「できたりできなかったりする場合」や「障害の状態や難病等の()がある場合」は、その()や()を「特記事項」に記載する。

「2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目」においては、施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「()・()」を想定して判断する。なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な()や()、行為を()か等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その()を「特記事項」に記載する。

(選択肢群)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ア. 支援の度合い | イ. 症状の重さ |
| ウ. サービスの種類 | エ. 前回の調査結果から引用できる内容 |
| オ. 矛盾 | カ. 一致 |
| キ. 症状に特異性 | ク. 症状に変化 |
| ケ. 重さ | コ. 頻度 |
| サ. 症状が最初に発現した時期 | シ. 支援の詳細な状況 |
| ス. 入院先 | セ. 自宅 |
| ソ. 単身 | タ. 現在の生活環境 |
| チ. 認知機能 | ツ. 運動機能 |
| テ. 判断力の有無 | ト. 判断材料の提供元の有無 |
| ナ. 記憶できている | ニ. 認識している |
| ヌ. 理由 | ネ. 結果 |